

# 江東区スポーツ推進計画（改定版）策定支援業務委託プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

本計画は5か年計画であり、令和6年度で計画期間の終了年度を迎えることから、現行計画の進捗状況等の現状の分析・評価、および課題等を整理するとともに、国の「スポーツ基本計画」や都の「スポーツ推進総合計画」を踏まえた改定版を策定する。

## 2 業務概要

### (1) 業 務 名

江東区スポーツ推進計画（改定版）策定支援業務委託

### (2) 業 務 内 容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 契 約 期 間

契約確定日の翌日（令和6年4月中旬予定）から令和7年3月31日まで

### (4) 委 託 上 限 額

8,294,000円（税込）

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 平成30年4月以降に、国および地方公共団体等において、スポーツに関する計画策定業務を元請けとして受託し、適切に業務を履行した実績を1件以上有すること（計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めない）。

#### 4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和6年2月1日(木)～令和6年3月1日(金)
- (2) 質問受付期間  
令和6年2月1日(木)～令和6年2月15日(木)
- (3) 質問回答日  
令和6年2月20日(火)
- (4) 参加表明書・企画提案書の提出期限  
令和6年3月1日(金)午後5時厳守
- (5) 第1次審査  
令和6年3月4日(月)～令和6年3月8日(金)
- (6) 第2次審査  
令和6年3月15日(金)
- (7) 最終選定結果通知  
令和6年3月21日(木)

#### 5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
  - ア 公募期間：令和6年2月1日(木)～令和6年3月1日(金)
  - イ 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
  - ア 質問受付期間：公募開始～令和6年2月15日(木)午後5時必着
  - イ 質問方法：別紙様式2「質問書」に記入の上、持参・郵便または電子メールにより下記担当所管まで提出すること
  - ウ 回答日時：令和6年2月20日(火)
  - エ 回答方法：質問への回答は江東区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない
- (3) 応募書類の提出
  - ア 提出期限：令和6年3月1日(金)午後5時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする
  - イ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送  
※提出書類は「6 提出書類」に記載  
※提出先は「11 書類の提出先及び問い合わせ先」に記載  
※提出の際は事前に区に電話連絡すること

## 6 提出書類

### (1) 提案書類

本プロポーザルへの参加を希望される場合、下記の必要書類を作成の上、受付期間内に紙文書にて提出すること。あわせてデータでも提出すること。

提出書類		部数
①	参加表明書（様式第1号）	1部
②	企画提案書（任意様式）	1部
③	価格提案書（見積書）（任意様式）	1部
④	同種又は類似業務の実績（任意様式） ※平成30年4月以降に、国および地方自治体等より元請けとして受託した、スポーツに関する計画策定業務実績に限る ※履行実績確認のため、契約書の写しを添付すること	1部
⑤	会社概要（パンフレット可）	1部

### (2) 企画提案書（任意様式）

#### ア 様式について

用紙サイズはA4縦・両面印刷15ページ以内とし、文字方向は横書き、左綴じとすること。（資料の記載内容により一部A3版を使用する場合については、片面印刷とし、A4版の大きさに折り込むこと）

#### イ 提案項目について

別紙「評価基準（江東区スポーツ推進計画（改訂版）策定支援業務委託）」に留意のうえ、以下の項目順に記載すること。

- ① 本業務に対する考え方、業務実施方針
- ② アンケート・ヒアリング調査等の効果的な実施手法
- ③ 情報収集および整理・分析手法
- ④ 計画策定業務の具体的な支援内容
- ⑤ 業務実施体制、人員配置
- ⑥ 業務スケジュール

※提出書類には、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

※②については、アンケート回収率の向上に繋がる効果的な手法についても提案すること。

※このほか仕様書に定めのない事項のうち、本区にとって有益な追加提案がある場合は記載すること。なお、本業務費用内の提案に限る。

(3) 価格提案書（見積書）（任意様式）

見積金額については、予定価格の範囲内で仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

なお、内訳金額については、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。

## 7 評価方法

(1) 評価基準

別紙「江東区スポーツ推進計画（改訂版）策定支援業務委託評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書（見積書）・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について、評価基準に基づき採点を行い、合計点が60%以上の事業者のうち、得点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、令和6年3月11日（月）午後5時までに全ての参加事業者電子メールにより通知する。併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

第1次審査通過者を対象に、企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリング（各15分程度）を実施する。

第2次審査は、令和6年3月15日（金）に江東区役所にて実施を予定しており、参加人数は2名までとする。

※第2次審査において追加の資料提出は認めない。

※プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、事業者が用意する。

※本業務を受託した際に携わる担当者が出席すること。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、合計点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書（見積書）の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第2次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、合計点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び合計点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、合計点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）については、1者につき1提案に限る。

(3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 本業務の実施及び予算額については、令和6年第1回区議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

#### 1 1 書類の提出先及び問合せ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28（区役所4階34番窓口）

江東区 地域振興部 スポーツ振興課

スポーツ振興係 砂田・吉川

TEL：03-3647-4887

FAX：03-3647-8506

メール：sports@city.koto.lg.jp